輸第3857号	なたね油かす及びその粉末	5.3なたね油かす	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号
輸第8512号	甲殻類質肥料	カニ殻粉末	株式会社シェミニージャパン	長野県佐久市長土呂1145番地
輸第9697号	尿素	46.0尿素	糸賀　仁	千葉県船橋市藤原7丁目15番9号
輸第11191号	家庭園芸用複合肥料	PWF12－2－13	株式会社プロトリーフ	東京都港区三田一丁目2番18号
輸第11192号	家庭園芸用複合肥料	PWF16－17－17	株式会社プロトリーフ	東京都港区三田一丁目2番18号
輸第12013号	副産複合肥料	パームアッシュ	株式会社シェミージャパン	長野県佐久市長土呂1145番地
輸第12130号	魚かす粉末	魚かす　6－7	株式会社シェミージャパン	長野県佐久市長土呂1145番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年二月十日　経済産業大臣　世耕　弘成

一の表の第1中

三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	0302・36 0302・91－2 0302・99－1 0302・99－2－(2) 0304・49－2 0304・59－2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）

を

三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	0302・36 0302・91－2 0302・99－1 0302・99－2－(2) 0304・49－2 0304・59－2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）

に改める。

三の9の(2)中「中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）」の下に「、コスタリカ」を、「ギニア」の下に「、ギニアビサウ」を加える。

三の9の(3)のイ中「トーゴ」の下に「、トンガ」を加え、三の9の(3)のロ中「ミクロネシア」の下に「、南スーダン」を加え、「、トンガ」を削る。

○経済産業省告示第二十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項の登録調査機関として、第九十六条において準用する同法第七十条に規定する登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において読み替えて準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十日　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	更新後の調査業務開始年月日
株式会社昭栄電気産業	東京都葛飾区鎌倉三丁目五十八番二号	平成二十九年一月三十一日

○国土交通省告示第九十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十日　国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営吉野ヶ里公園の項の次に次の項を加える。

国営東京臨海広域防災公園	ソフトバンク株式会社	公衆無線ＬＡＮアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）

○国土交通省告示第九十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条の六第二号の規定に基づき、登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十日　国土交通大臣　石井　啓一

登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号㈢の表履修方法の欄中「（視聴覚教材による講義をもって代えることができる。）」を削り、同表備考中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

別表第一第二号の表救命講習及び機関救命講習の項講習の方法の欄中第七項を削り、第八項を第七項とし、同表消火講習の項講習の方法の欄第五項中「実際の火を使用しなくてもよいが、」を削り、同欄中第八項を削り、第九項を第八項とする。

附　則

この告示は、平成二十九年三月一日から施行する。

○国土交通省告示第九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月十日　国土交通大臣　石井　啓一